

## 安芸太田町告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和7年度及び令和8年度において、町が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和27年法律第184号〕第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和6年10月18日

安芸太田町長 橋本 博明

### 1 入札参加資格

別表第1左欄の希望業務の分野ごとに、同表右欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

- (1) 年間平均実績高
- (2) 自己資本額
- (3) 有資格者数
- (4) 営業年数

### 2 入札参加資格の審査に係る申請手続

#### (1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者

ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者

エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに安芸太田町税、消費税及び地方消費税の滞納がある者

オ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、安芸太田町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日にお

いて当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

カ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

(ア) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(ウ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

## (2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請(広島県〔以下「県」という。〕の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。

ただし、登記簿上の本店を町内に有する者(以下「町内業者」という。)又は機器故障等により電子申請が行えなかった者は、窓口における申請(以下「窓口申請」という。)ができるものとする。

### ア 電子申請

#### (ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類は、別に広島県土木建築局建設産業課(広島市中区基町10番25号。以下「建設産業課」という。)又は安芸太田町総務課(広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1。以下「安芸太田町総務課」という。)に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

#### (イ) 申請期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月22日(金)までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和6年11月29日(金)までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない(期日までに記録又は到達しない場合は申請全体を無効とする。)

### イ 窓口申請

#### (ア) 申請方法

別表第2に掲げる添付書類を安芸太田町総務課に持参、郵便又は信書便により申請を行うものとする。

#### (イ) 申請期間

次のとおりとし、その経過後は町長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

令和6年11月8日（金）から令和6年11月29日（金）まで

(ウ) 追加受付期間

別に告示する。ただし、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の結果

入札参加資格認定の結果は、安芸太田町ホームページ (<http://www.akiota.jp/>) に入札参加資格者名簿を掲載する方法により公表する。

なお、認定しなかった者については、個別に通知するものとする。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年3月31日まで有効とする。ただし、令和9年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

業務分野	業務部門
測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償

土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
電気電子	
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別表第2

添付書類	様式番号	申請区分		
		電子申請		窓口申請
		県	町	町
1 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	別記様式第1号	—	—	○
2 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し		○	—	○
3 営業所一覧表	別記様式第2号	—	—	△
4 有資格技術職員名簿	別記様式第3号	—	—	○
5 希望業務実績調書	別記様式第4号	—	—	○
6 安芸太田町税の完納証明書の原本		△	—	△
7 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）の原本又はその写し		○	—	○
8 法人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書		○	—	○
9 法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し		△	—	△
10 誓約書	別記様式第5号	—	—	○
11 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	別記様式第6号	—	△	△

12 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）		△	—	△
13 申出書	別記様式 第7号	△	—	△
14 送信完了兼受付票		○	○	—

注1 ○印はすべての申請者が、△印は該当する申請者が提出を必要とするものを示し、—印は提出を必要としないものを示す。

- 2 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。また、第13項に定める書類については、社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が提出するものとする。
- 3 第2項に定める書類のうち各証明書、第6項、第7項及び第9項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
- 4 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第5項、第8項及び第9項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。
- 5 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第8項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。